

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

今回は、全員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第136回個人情報保護委員会を開会します。

本日の議題は5つです。

議題1、「産業機械健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。また、重要な変更を加えるときにも同様とされております。

議題1の産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務及び議題2の内閣総理大臣が実施する情報提供等記録開示システムの運営に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、議題1については産業機械健康保険組合から令和2年2月19日付け産機健発第33号にて、議題2については内閣総理大臣から令和2年2月25日付け府番第48号にて当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されましたので、その概要を説明いたします。

並行して事務局で、これらの全項目評価書について審査を進めてまいりました。概要の説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた全項目評価書の指針への適合性・妥当性について、精査結果を説明いたしますので、併せて御審議をいただきたく存じます。

ではまず、資料1-1に基づいて、産業機械健康保険組合の全項目評価書の概要を説明します。

産業機械健康保険組合には、全国に所在する産業機械及びその部品を製造、販売、リース、レンタル、保守管理、修理等をする事業所が加入しており、今回、しきい値判断の見直しにより、重点項目評価ではなく全項目評価が義務付けられました。

まず、評価対象の事務については、6ページの別添1を御覧ください。

評価対象の事務は、適用事務、給付事務、徴収事務の3種類です。一般被保険者または任意継続被保険者から、紙又は電子記録媒体で直接又は事業主を通して各種届出書が提出されます。個人番号を含む届出内容を確認して、基幹システム専用端末にて、図の右側にある基幹システムに登録をし、フラッシュメモリに一時保存を行い、統合専用端末で薄紫色の副本区画ファイルに登録し、中間サーバー等を通じて、資格情報の情報提供等の情報連携を行います。

続きましてリスク対策ですが、特定個人情報の入手に関するリスク対策の例として、全

項目評価書の20ページ上段の「リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」を御覧ください。

事業所が電子記録媒体で届出書を届け出る場合、取り決めたパスワード、暗号化処置をした媒体以外は受け付けず、郵送の際は書留を使用することを機関誌やWeb等で明示して周知し、求めること等を記載しております。

続いて、21ページ中段の「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。

電子記録媒体に記録されたデータは、事前にウイルスチェックを行い、読み込んだ件数を事業所に書類で知らせ、相違ないか確認すること等を記載しております。

次に、統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係るリスク対策として、31ページ下段の「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」を御覧ください。

統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザーIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御すること、フラッシュメモリはパスワード認証機能付きの媒体とし、それ以外の媒体は基幹システム専用端末及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御し、記録した特定個人情報の記録データの削除は責任者が確認後、削除及び利用の記録を管理簿に記載し、保管庫に施錠保管すること等が記載されております。

全項目評価書の概要説明は以上です。

続きまして、全項目評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1-2に基づき、精査結果の主な部分を説明させていただきます。

表紙をおめぐりいただきますと目次がございますが、こちらの「全体的な事項」から「健康保険基幹情報ファイル」までの各項目では、特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策が全項目評価書に適切に記載されているかといった観点から審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策の審査」につきましても、11ページを御覧ください。「主な考慮事項(細目)」の74番では、基幹システム専用端末と統合専用端末との間でフラッシュメモリを用いた特定個人情報の授受について、具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、全項目評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、全項目評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しております。

事務局からの説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、産業機械健康保険組合に対して、委員会による承認及び審査記載事項を全項目評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見がないようですので、全項目評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「内閣総理大臣（情報提供等記録開示システムの運営に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2-1に基づいて、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

まず、評価対象の事務については、8ページを御覧ください。

図が2つございますが、このうち上段の図で特定個人情報を取り扱う事務の流れを記載しております。

オレンジ色の枠で、当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルを示しておりますが、ここで取り扱っている情報が3種類ございます。

上から順に、自己情報提供等記録、自己情報、お知らせ情報の3つとなっておりますが、これらの情報を情報提供ネットワークシステムを通じて取得し、国民等の利用者に表示するというのが当該事務の概要であり、この点については変更ございません。

次に、評価の再実施に当たりまして、変更点の概要を御説明いたします。今回、情報提供等記録開示システムをオンプレミス環境からクラウド環境へ移行するため、リスク対策等の見直しを行い、全項目評価書の記載を変更しております。

変更した内容の例として、まず、26ページ中段の「⑤物理的対策」の欄を御覧ください。

クラウド環境における物理的対策として、事業者選定時にセキュリティに関する国際標準規格であるISO/IEC 27017又はCSマークゴールドの認証を取得していることや、「政府

情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たす事業者であることを要件としていることを明記しております。

次に、21ページ下段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の欄を御覧ください。

「パブリッククラウド環境移行の際に特に想定されるリスクに対する措置」として、データの移行作業に用いる電子記録媒体には暗号化したファイルを格納することや、データの移行後、直ちに電子記録媒体を破棄し、破棄日時・破棄方法の記録を作成すること、定期的にシステムの操作ログをチェックし、不正なデータ抽出等が行われていないか監視することなどを明記しております。

また、16ページ下段の「③消去方法」の欄では、クラウド環境への移行後に不要となる従来のオンプレミス環境で利用していた機器について、専用のデータ削除ソフトウェアの利用によりデータを電子的に消去して消去証明書の提出を受け、さらに物理的破壊を行うこと。また、物理的破壊を行う際には、職員の立会いなどにより確実な履行を担保することも記載しております。

さらに、26ページ中段の「⑥技術的対策」の欄において、クラウド環境への移行後のリスク対策として、バックアップデータを地理的に離れた複数の拠点に保管することで、大規模システム障害や震災などによりデータが破損・消失しても、データを復元可能とすることを記載しております。

全項目評価書の概要説明は以上です。

続きまして、全項目評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、精査結果の主な内容を説明させていただきます。

表紙の次が目次となっておりますが、こちらの「全体的な事項」及び「利用者フォルダファイル」の各項目では、特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策が全項目評価書に適切に記載されているかといった観点から審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、13ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、情報提供等記録開示システムの移行先となるクラウド環境の選定に係るリスク対策について、75番ではクラウド環境への移行に係るリスク対策について、それぞれ具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、14ページ上段の「総評」を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について全項目評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、全項目評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しております。

事務局からの御説明は以上です。

なお、先の議題と同様、本日の委員会で御承認をいただければ、内閣府に対して委員会による承認及び審査記載事項を全項目評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見がないようですので、全項目評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「情報提供等記録開示システムの運営に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料中、大項目1に記載のとおり、番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して他の機関と情報連携を行うことが可能であるとされております。

また、大項目2に記載のとおり、委員会では地方公共団体の運営に資するため、これまで情報連携の対象となる独自利用事務の事例について、35の事例を公表してまいりました。

大項目3が今回お諮りする事項でございます。事例の変更は、通常、年1回地方公共団体の要望を受けて検討しておりますが、今回は、幼児教育・保育の無償化、高等教育の修学支援新制度等に伴い、地方公共団体の相談、要望等があったことを踏まえ、事例を変更したいと考えております。

まず、3の(1)に掲げる「高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務」を新たな事例として追加をいたします。

また、3の(2)に記載のとおり、4事例の名称を「学資の貸与及び支給に関する事務

（高校・大学等）」、「幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）」、「保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）」、「地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）」に改めたいと考えております。

これに併せて、その他、必要な文言等を修正したいと考えております。

大項目4のとおり、これらの変更に係る情報連携の開始時期は令和3年2月を見込んでおります。別添1に変更の案文を、別添2に変更後の事例の一覧を掲げてございます。

説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見を願いたいします。

中村委員。

○中村委員 独自利用事務の情報連携は、各種申請時に必要な添付書類の削減を通じて、住民の利便性の向上と自治体業務の効率化という、双方にとってメリットのある制度です。この制度の活用は、政府が推進するデジタル社会の実現にも寄与し、国民の利便性を向上させ生活を豊かにすると思います。

当委員会は独自利用事務の情報連携を希望する自治体からの届出について確認を行う立場にありますが、それに加え、自治体からの要望を踏まえ情報連携の対象となる独自利用事務の事例を追加の上、他の自治体の参考となるよう公表しています。

自治体から要望を聞く年1回の機会とは別に、今回は、国の制度改正に合わせて自治体からの要望を聞く機会を設けたということであり、事務局の柔軟かつ迅速な対応を評価したいと思います。今後も独自利用事務の情報連携がより一層活用されるよう、今回のように自治体のニーズを把握するように努め、柔軟・迅速に対応することが重要であると考えます。

○丹野委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

今、中村委員からもありましたように、独自利用事務の情報連携が一層活用されるよう、引き続き地方公共団体と連携して取り組んでいきたいと思っております。

それでは、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」について原案のとおり決定し、公表することとしますが、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、そのように決定し、公表することといたします。事務局においては、所要の進めを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料中、大項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。

独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会ではこれまで1,208団体から

の8,531件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ホームページで公表してまいりました。

続いて、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

このたび、地方公共団体から提出されました令和2年10月からの情報連携に係る届出書について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、計53団体から、新規の届出が42件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が30件、事務の廃止等を行う中止の届出が12件ございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項で定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,213団体、届出数が8,561件となります。

説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見を願います。

よろしいでしょうか。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することといたしますが、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、通知することといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「その他」です。「総務省（情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務）の全項目評価書の公表について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 総務省が作成しました「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務全項目評価書」につきましては、第135回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において全項目評価書に反映していただいております。

今般、2月19日付けで、マイナンバー保護評価Web及び総務省のホームページにて全項目評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告いたします。

以上です。

○丹野委員長 ただいまの報告について、何か質問等はございますでしょうか。

報告ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。